

夜間対応型訪問介護 重要事項説明書

この夜間対応型訪問介護重要事項説明書は、当事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。ご利用者またはその代理人（ご家族等）に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

20 年 月 日

夜間対応型訪問介護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項（利用料金含む）の説明を行いました。

事業者	法人名 代表者名 住所	SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷲見 隆充 本社/〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号
説明者	事業所名 担当者名	

私は、本書面に基づいて事業所から夜間対応型訪問介護についての重要事項（利用料金含む）の説明および当該重要事項説明書（重要事項説明書別紙利用料金表含む）の交付を受け、その内容について同意しました。

ご利用者	氏名
代理人 または 署名代行人	氏名 ご利用者との関係

1. 【事業の目的】

SOMPOケア株式会社（以下「事業者」といいます。）が開設する「夜間対応型訪問介護事業所（以下「事業所」といいます。）」が行う指定夜間対応型訪問介護の事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーションセンター従業員および訪問介護員等（以下「従業員」といいます。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定夜間対応型訪問介護を提供し、①重度な介護が必要な状態になっても24時間安心して在宅で暮らし続けることができるサービス基盤を確立する、②夜間いつでも介護の専門職がコールを受け付けることで在宅で生活する要介護高齢者の不安を解消する、③必要な時に必要な夜間対応型訪問介護を提供することで要介護高齢者の自立を支援することを事業の目的とします。

2. 【運営の方針】

- 事業所は、ご利用者が可能な限りその居宅において、ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介助等日常生活上の介護、ベッドからの転倒転落など突発的な介護への対応、その他夜間において安心して在宅生活を送ることができるよう夜間対応型訪問介護を提供いたします。
- 事業所は、自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立生活していくために、ご利用者の能力に応じて、ご自身にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践いたします。

3. 【SOMPOケア株式会社の概要】

法人名	SOMPOケア株式会社	代表者	代表取締役 鷲見 隆充
法人所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号	電話番号	03-6455-8560(本社代表)
事業内容	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームの運営、居宅サービス事業等		

4. 【サービスを提供する事業所の概要】 この項目に記載されている内容は、説明月時点の当該事業所の概要となります。

事業所名		指定事業所番号	
所在地		通常の事業の実施地域	
電話番号		損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社
F A X 番号			

サービス提供	
提供日	
提供時間	
受付・相談	
営業日	
営業時間	

第三者評価について	
実施の有無	無し
直近の実施年月日	-
評価実施機関	-
開示状況	無し

※ 第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

職種 ※主な必要資格	人数	職務内容
管理者	1人	事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行います。
オペレーター ※オペレーター 同様	人	(1) 利用の申し込みに関する調整を行います。 (2) ご利用者の居宅への訪問面接、関連機関との連携等によりご利用者の心身状況等を把握します。 (3) 夜間対応型訪問介護計画を作成します。 (4) 勤務時間は、営業日の「受付・相談」時間に準じます。
オペレーター ※介護福祉士 ※看護師	人	(1) ご利用者からの通報を受け付け、あらかじめ把握しているご利用者の心身状況等を踏まえて随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員に出勤を要請します。 (2) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
訪問介護員 ※介護職員初任者研修	人	(1) オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 (2) 夜間対応型訪問介護計画に基づき定期巡回サービスの提供に当たります。 (3) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。

5. 【夜間対応型訪問介護の内容】

夜間対応型訪問介護の内容	夜間対応型訪問介護のイメージ	
オペレーションセンターサービス	<p>・ケアコール端末を設置 ・定期的に居宅を訪問し心身状況等を把握</p> <p>夜間介護が必要な時に コールボタンを押して連絡</p> <p>随時訪問サービスの提供</p> <p>随時訪問サービスの 出勤要請</p> <p>定期巡回サービスの提供</p>	
随時訪問サービス		オペレーターからの要請に基づき、ご利用者の居宅を訪問し、夜間対応型訪問介護を提供します。
定期巡回サービス		夜間対応型訪問介護計画に基づき、あらかじめ決められた日時にご利用者の居宅を訪問し、夜間対応型訪問介護を提供します。

6. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

夜間対応型訪問介護の利用に係わる、ご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表のとおりとします。

7. 【夜間対応型訪問介護のご利用についての注意事項】

【実施する夜間対応型訪問介護について】

- 夜間対応型訪問介護は、居宅サービス計画および夜間対応型訪問介護計画に基づいて提供いたします。
- 居宅サービス計画および夜間対応型訪問介護計画で定められた以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。
- 夜間対応型訪問介護の内容変更に関しては、ご利用者またはご家族等が直接訪問介護員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
- 夜間対応型訪問介護の内容変更については、介護支援専門員または管理者等にご依頼ください。
- ご利用者以外のご家族等に対する夜間対応型訪問介護の提供はできません。

【担当する訪問介護員について】

- 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスの提供にあたっては、介護福祉士などの資格をもった訪問介護員が行います。
- 当社の選任した訪問介護員が夜間対応型訪問介護を行います。ご利用者またはご家族等が訪問介護員を指名することはできません。

【サービス提供する上で使用する物品について】

ご利用者のお住まいで、夜間対応型訪問介護を提供するために必要な備品等（水道、ガス、電気等）を無償で使用させていただきますことがあります。

【随時訪問・定期巡回サービスの到着時間について】

- 随時訪問・定期巡回サービスの提供に際しては、到着までに要する時間はその時点での交通事情、気象状況や訪問介護員の稼働状況等により変化いたします。
- オペレーターは、ご利用者に対してあらかじめ想定される到着時刻を伝え、ご利用者の理解を得た上で訪問介護員に出動を要請します。

【守秘義務】

- 事業者は、夜間対応型訪問介護を提供する上で知り得たご利用者およびご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。
- 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- 事業者は、ご利用者およびご家族等にかかる居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に同意の書面を交わすことといたします。

【従業員の倫理規定】

- 従業者個人の電話番号や住所は、お知らせできないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- 従業者は茶菓、お礼は一切受取れないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

【合鍵の預かりについて】

- 随時訪問サービスまたは定期巡回サービスを実施する上で、居宅への入室方法を確保するために必要に応じて合鍵をお預かりいたします。
- 合鍵をお預かりする際には、鍵預かり証を発行します。
- お預かりした合鍵は当事業所で責任を持って保管・管理いたしますが、万が一紛失した際には当事業所の費用負担によりすみやかに錠前を交換させていただきます。
- ご利用者より合鍵返却の求めのある都度、および夜間対応型訪問介護が終了となった時点で、鍵返却証を発行し、すみやかに合鍵を返却します。

【ハラスメントについて】

従業者に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いいたします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。

【ハラスメント等の具体例】

- 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- 過大な要求（サービス利用に関し明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・業務の妨害）
- 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）
- セクシャルハラスメント

8. 【教育・研修体制】

事業所は、夜間対応型訪問介護の従業者に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会および内容を以下のように設けています。

- 入社時研修 採用後1ヶ月以内
- 継続研修 年10回以上

【研修内容】

- 夜間対応型訪問介護の従業者としての専門的な業務について
- 高齢者虐待防止法などの他法制度について
- その他、夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事項について

9. 【虐待防止の為の措置】

- 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
 - ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
 - 成年後見制度の利用支援
 - 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - 虐待の防止のための指針の整備
 - その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にははただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

10. 【相談・苦情の対応】

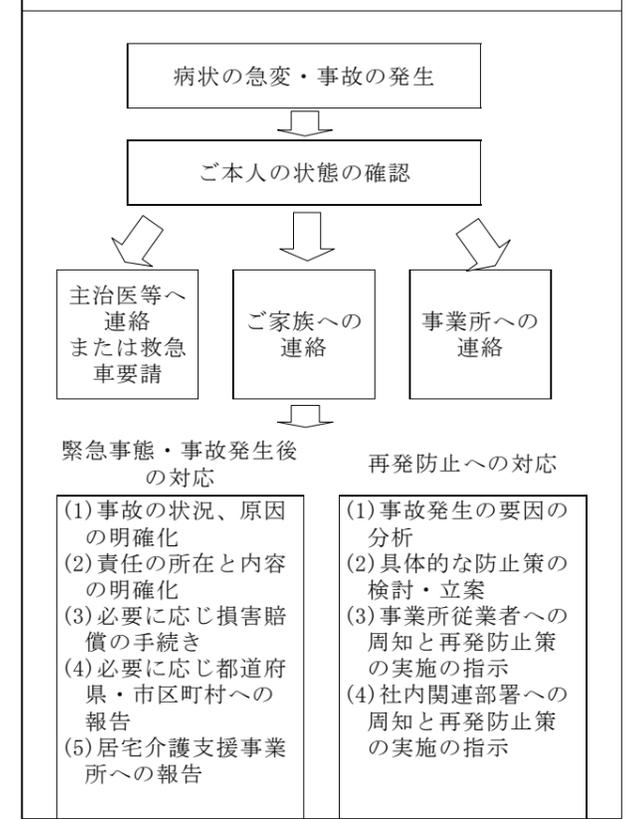
事業所受付	相談・苦情窓口	(電話)	
		(受付時間)	事業所概要の通り
		(担当者)	
事業者受付	お客様相談窓口	(電話)	0120-65-1192
		(受付時間)	9:00~18:00(土日祝除く)
申し外立部 苦情関係	ご利用者がお住まいの各市区町村外部苦情窓口	(担当窓口)	
		(受付時間)	
	都道府県国民健康保険団体連合会	(電話)	
		(担当窓口)	
		(受付時間)	
		(電話)	

【相談・苦情発生時の対応】

- 相談・苦情の受付
- 相談・苦情の内容確認
- 事実の調査と再発防止策の立案
- 苦情再発防止策の実施

11. 【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、夜間対応型訪問介護の実施により、病状の急変および事故が発生した場合には、すみやかに主治医およびご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



重要事項説明書別紙利用料金表 〈夜間対応型訪問介護〉

適用される地域区分	その他	地域単価	(10.00円)
-----------	-----	------	------------

※夜間対応型訪問介護の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

※当事業所は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定します。

1. 夜間対応型訪問介護__利用料金

サービスの種類		利用料金	夜間対応型訪問介護利用料金	
夜間対応型 訪問介護費 (Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	9,890円	/月	
	定期巡回サービス費	3,720円	/回	
	随時訪問サービス費（Ⅰ）	5,670円	/回	
	随時訪問サービス費（Ⅱ）	7,640円	/回	
夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）		27,020円	/月	

(1) 随時訪問サービス費（Ⅱ）を算定する場合

次のいずれかに該当する場合において、1人のご利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて、ご利用者またはそのご家族等の同意を得て行った場合に算定することができます。

- ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる場合
- ③長期間にわたり定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
- ④その他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合

(2) 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）あるいは（Ⅱ）を算定する場合

夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）あるいは（Ⅱ）を算定する場合は、月途中からの利用開始または月途中での利用終了の場合には、基本夜間対応型訪問介護費に係る所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定します。

2. 加算・減算項目

加算・減算項目	サービスの種類	(Ⅰ)	220円	/回	非該当
		認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	(Ⅱ)	180円
(Ⅲ)	60円			/月	非該当
(Ⅰ)	30円			/日	非該当
(Ⅱ)	40円		/日	非該当	

加算・減算項目	24時間通報対応加算		6,100円	/月	非該当
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の24.5%	/月	非該当
		(Ⅱ)	所定単位数の22.4%	/月	該当
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		—
	業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		—
	同一建物減算（同一・隣接敷地およびそれ以外の建物で月20人以上居住の場合）		所定単位数×90%	/回	—
	同一建物減算（同一・隣接敷地で月50人以上居住の場合）		所定単位数×85%	/回	—
	特別地域夜間対応型訪問介護加算		所定単位数×15%	/回	—
	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数×10%	/回	—
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数×5%	/回	—

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に請求および減算させて頂く項目となります。

3. 実費について

実費項目	通話料	1分につき42円 (税込)
実施記録の複写物の再交付		A4、A3一枚につき11円 (税込)

- (1) ご利用者が専用端末を用いてオペレーションセンターに通報した場合の通話料金は、1分につき42円（税込）となります。
- (2) サービス実施記録の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
- (3) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

4. その他の留意事項

- (1) 夜間対応型訪問介護を提供する際に使用する、水道光熱費、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- (2) 法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- (3) 介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。
 - ① 1ヶ月に利用したサービスの合計単位数（介護職員等処遇改善加算分を含む）・・・ア
 - ② ア × 10円（介護給付費1単位に対する地区別単価）＝ イ（1円未満切捨）・・・介護報酬
 - ③ イ × (1 - 負担割合証に記載された負担割合) ＝ ウ（1円未満切捨）・・・保険給付
 - ④ イ - ウ ＝ 自己負担額

- (4) 夜間対応型訪問介護の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。
- (5) ご利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、SOMP Oケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合またはご利用者が要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口に提示すると、訪問介護の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

5. 支払い方法および重要事項

<p>利用料金</p>	<p>厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。</p> <p>ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。</p> <p>※ 介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。</p>
<p>利用料金の支払い方法</p>	<p>銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。</p> <p>※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。</p> <p>※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引き落としできない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただけます。</p>
<p>キャンセル料</p>	<p>ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。</p> <p>サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされた場合、サービス提供の予定時間30分未満ごとに450円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。</p> <p>※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。</p>

夜間対応型訪問介護

基本部分 ()内旧単位			高齢者虐待 防止措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	24 時間通報 対応加算	中山間地域等にかかる加算	同一建物減算 ※
夜間対応型訪問介護費 (I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)	989 単位 (1,025)	-1/100	-1/100	610 単位	特別地域加算 +15/100 中山間地域等における 小規模事業所加算 +10/100 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算 +5/100	事業所と同一 建物又は同一 建物 50人以上 ×90/100 事業所と同一 建物 50人以上 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき)	372 単位 (386)					
	随時訪問サービス費 (I) (1回につき)	567 単位 (588)					
	随時訪問サービス費 (II) (1回につき)	764 単位 (792)					

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

支給限度額管理対象外

加算名		単位数	
		1日 につき	1回 につき
認知症専門ケア加算 (基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(I)	3 単位	●
	(II)	4 単位	●
サービス提供体制強化加算 (基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(I)	22 単位	●
	(II)	18 単位	●
	(III)	6 単位	●

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定（夜間対応型訪問介護）

名称	詳細
(変更) 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(I)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的 に開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(II)：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
(新設) 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>